

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	14 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	28 件
国民年金関係	18 件
厚生年金関係	10 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 6 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 6 月から同年 12 月まで

日本に帰国後、会社に入社したが、A国滞在歴を買われて貿易商社に転職するため退職し、昭和 59 年 5 月頃に退職関連の手続をするために B 区役所へ出向いた。その際に窓口の職員から、帰国した日から厚生年金保険被保険者となるまでの期間の国民年金保険料が未納となっているので、追納するよう親切に勧められた。そこで申立期間の保険料を遡って一括して納付したのに、未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金について、昭和 59 年 5 月頃に B 区役所において、窓口担当の職員から帰国した日から厚生年金保険被保険者となるまでの期間について、国民年金保険料の納付を勧められ、国民年金保険料を遡って一括して納付したと主張している。これについて、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から同年 5 月頃に払い出されたと推認されるとともに、申立人に係る B 区役所の国民年金被保険者名簿の備考欄には「昭和 59 年 5 月 19 日取得届受付第 *」と記載されており、このことから当該期間は過年度納付により保険料を納付することができた期間である。

また、申立人は、申立期間以降に未納は無く、7 か月と短期間である当該期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

さらに、申立人が国民年金の加入手続及び保険料を納付したとする B 区役所は、申立期間当時、国民年金窓口において加入手続の当日に国民年金手帳及び過年度納付書を交付していたとしており、保険料の納付について

は、C銀行（現在は、D銀行）区役所内出張所で納付することができたとしているところ、申立人の申述する申立期間当時の記憶に一致している。

加えて、申立人は、B区役所での窓口職員の説明に対して「20歳から加入したいと申し出たが、外国人は日本に帰国した日からの加入となると言われたので、7か月分を追納した。」と申述しているところ、国民年金法において外国人が加入できるようになったのは「難民の地位に関する条約等の加入に伴う出入国管理令その他関係法律の整備に関する法律」（昭和56年6月12日、法律第86号）に基づき、同法が施行された昭和57年1月1日からであり、同法により国民年金の強制適用対象者となる外国人の資格取得日の取扱いについては、同法施行日後に日本国内に住所を有することとなった者は原則として上陸許可年月日とするとされており、申立人の上陸許可年月日は登録原票記載事項証明（E区長）及びパスポートにより同年6月22日と確認できることから、申立人の主張及び申述には信憑性^{びよう}がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年6月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年6月から6年3月まで

平成5年6月から6年3月までの申立期間は学生であり、国民年金の保険料は両親が納付していた。母親に納付の有無について確認したところ、保険料を納付していたとのことであるので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母から、申立人が学生であった平成5年6月から6年3月までの期間について、国民年金保険料を納付していたと聞いたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、5年8月頃に払い出されたと推認され、その時点では、当該期間は現年度納付により保険料を納付することができた期間である。

また、申立人の申立期間以降に未納は無い上、申立人が、10か月と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

さらに、申立人の母は、申立人の国民年金の加入について「申立人の兄が在学中は国民年金に加入しなくてよかったが、途中から強制加入となったことから、申立人については20歳になったら加入しなくてはならないことを知っていた。」と申述しているところ、学生が強制加入となった平成3年4月の時点で申立人の兄は大学在学中であり、当該在学中に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認でき、また、申立人の保険

料の納付について「役所から通知が来て、その後、国民年金手帳及び納付書が郵送されてきたので、自宅近くのA銀行（現在は、B銀行）C支店で納付した。」と申述しているが、20歳に達する者が国民年金に加入し、保険料納付に至る一連の記憶は、申立期間当時のD市（現在は、E市）が行っていた国民年金に係る事務手続に一致しており、申立人のその母の申述には信憑性がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 8 月から 39 年 3 月までの期間及び 48 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 8 月から 39 年 3 月まで
② 昭和 48 年 1 月から同年 3 月まで

申立期間①について、20 歳頃国民年金の加入手続をし、保険料納付をした記憶がある。申立期間②は、結婚してからは妻がずっと国民年金保険料を納付してくれていた。いずれの申立期間についても必ず納付してきたと思うので、申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は「20 歳の頃加入手続をし、保険料納付をした記憶がある。」としているところ、オンライン氏名検索により国民年金手帳記号番号（*）とは別に申立人と氏名、生年月日が一致する国民年金手帳記号番号（*）が払い出されており、当該番号の国民年金被保険者名簿に記載されている住所は申立人が記憶する住所の一部（A 区 B 地）と一致する上、国民年金手帳記号番号払出簿の備考欄には、申立人の国民年金手帳記号番号「*」が記載されていることから、当該記録は、申立人のものとして統合されていないが、申立人の国民年金手帳記号番号であると認められる。この国民年金手帳記号番号（*）は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和 39 年 3 月頃払い出されたと推認され、その時点で、申立期間は、過年度納付及び現年度納付により納付できた期間である。

また、申立人は、申立期間①以降、3 か月間である申立期間②を除く約 34 年間にわたって未納なく国民年金保険料を納付しており、前納期間もあるなど、保険料の納付意識が高かったものと考えられる上、20

か月と比較的短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

2 申立人は、申立期間②について、婚姻後は国民年金保険料の納付は全て妻が行っていたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号（＊）は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 44 年 1 月頃払い出されたと推認され、その時点では、申立期間②は現年度納付により保険料を納付できた期間である。

また、申立人は、申立期間①及び②以外は国民年金保険料を全て納付済みであり、3 か月と短期間である申立期間②の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年11月から平成元年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和63年11月から平成元年1月まで

昭和46年頃、会社退職後に夫が夫婦の国民年金の加入手続をA市役所（現在は、B市C区役所）で行い保険料は銀行で納付していた。その後、私は派遣で仕事をするようになったが、会社を退職するたびに、厚生年金保険から国民年金への切替手続をきちんと行い、保険料は銀行でまとめて納付していた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年頃に、その夫が夫婦の国民年金の加入手続をA市役所で行い保険料を納付しており、その後、申立人は派遣で仕事をするようになったが、会社を退職するたびに、厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行い、申立期間の保険料は銀行でまとめて納付していたと申し立てしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、47年1月頃に払い出されたと推認され、以後申立人は申立期間以外に未納は無く保険料を納付しており、申立人が所持する年金手帳には申立期間に国民年金に加入した旨の記載があることから、申立人が3か月と短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

また、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続を複数回適切に行っており、60歳を過ぎてから国民年金に任意で加入し付加保険料についても納付するなど保険料の納付意識は高かったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年2月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月から平成2年11月まで

私は平成3年頃に、母親から国民年金を勧められ、A町役場（現在は、B市C支所）で加入手続を行った。役場の窓口の人と相談して、申立期間の国民年金保険料を納付したので、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年頃に、母親から国民年金を勧められ、A町役場で加入手続を行い、A町役場の窓口の人と相談して、申立期間の国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から4年3月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち2年2月から同年11月までは遡って保険料を納付することが可能な期間である。

また、申立人は、納付していなかった期間について、分割して納付したと主張しているところ、申立期間直後の保険料は、過年度納付されている上、申立期間以外に未納は無く、申立人が申立期間のうち平成2年2月から同年11月までの保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

一方、申立期間のうち、昭和63年4月から平成2年1月までの期間は、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時点（平成4年3月頃）からすると、時効により保険料を納付することができない期間である上、当委員会において、オンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、当該期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家

計簿、確定申告書等)も無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成2年2月から同年11月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年3月までの期間及び59年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和49年4月から50年3月まで
② 昭和59年1月から同年3月まで

私は、生活が落ち着いた昭和47年10月頃にA市役所において国民年金の加入手続を行った。それ以降、きちんと保険料を納付してきた。

それにもかかわらず、申立期間①及び②の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、生活が落ち着いた昭和47年10月頃にA市役所において国民年金の加入手続を行い、それ以降、きちんと保険料を納付してきたとしている。このことについて、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から申立人が国民年金の加入手続を行ったとする同年同月頃に払い出されたと推認され、申立期間①及び②は保険料を納付することが可能な期間である。

また、申立期間①のうち、申立人の国民年金被保険者台帳（旧台帳）によると、昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料の定額保険料は未納で、差額保険料のみ納付された記載になっているが、差額保険料のみ納付し、定額保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立期間①及び②を除くほかの期間の国民年金保険料は全て納付されていることから、納付意識は高かったものと考えられる上、申立人が12か月及び3か月とそれぞれ短期間である保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から49年3月まで及び52年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年1月から48年3月まで
② 昭和48年4月から49年3月まで
③ 昭和52年1月から同年3月まで

申立期間①について、私は20歳になった昭和47年*月頃、A市のB店に住み込みで働いていたので、その店主が私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料については、同店主が私の給料から天引きをして、納付してくれたと思う。

申立期間②は、C区に住んでいる時で、国民年金の加入手続きをどのように行ったのか覚えていないが、私がD信用金庫E支店（当時）で納付した。

申立期間③はF市（現在は、G市）に住んでいる時で、近くの金融機関で納付した。

申立期間①、②及び③が未納となっていることに納得できない

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②及び③について、申立人は、申立期間②及び③の国民年金保険料については、いずれも金融機関で納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和48年6月頃に払い出されたと推認され、このことから、申立期間②及び③は保険料を納付することが可能な期間である。

また、申立期間②直後の昭和49年4月からの保険料及び申立期間③前後の保険料はいずれも納付済みとされており、申立人が12か月及び3か月とそれぞれ短期間である申立期間②及び③の国民年金保険料を納

付できなかった特段の事情は見当たらない。

- 2 一方、申立期間①について、申立人はA市で働いていたB店の店主が申立人の国民年金の加入手続を行い、その店主が国民年金保険料を納付してくれたとしているが、その店主は、既に他界しており証言を得られず、申立人は加入手続及び保険料納付について直接関与していないことから、これらの状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年6月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間①は遡って保険料を納付することが可能な期間であるが、申立人は遡って一括納付した覚えは無いと申述している上、当委員会においてオンラインの氏名検索等から調査を行なったが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から61年3月まで

私は、昭和61年2月の婚姻を契機に、A区役所で夫婦一緒に国民年金の加入手続を行い、その際、同区役所から国民年金保険料を遡って納付するよう言われたので、3年分ほどの保険料を分割で遡って納付した。一緒に納付してきた妻の保険料は納付とされているにもかかわらず、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年2月の婚姻を契機に、A区役所で夫婦一緒に国民年金の加入手続を行ったとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から同年1月頃に払い出されたことと推認されることから、その時点では、申立期間は保険料を現年度納付することが可能な期間である。

また、申立人は、国民年金の加入手続を行った際、3年分ほどの国民年金保険料を分割で遡って納付したとしているところ、オンライン記録によると、申立期間直前の昭和59年1月から60年3月までの保険料は過年度納付（当該期間のうち59年4月から同年6月までの期間及び同年10月から同年12月までの期間は、それぞれ61年7月21日及び62年1月24日に納付したことが記録されている。）されていることから、申立人が申立期間の保険料を納付した可能性は否定できない上、61年1月頃に国民年金の加入手続を行ったと推認される申立人が、過年度保険料を納付しながら

ら申立期間を未納とするのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間を除く昭和 59 年 1 月以降に未納は無く、申立人と一緒に納付したとしているその妻の国民年金加入期間は納付済みとなっている上、申立人が 12 か月間と短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額については、59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 11 月 1 日から 10 年 4 月 3 日まで
株式会社Aに勤務した申立期間の標準報酬月額が 28 万円に減額されているのは、おかしいので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時、取締役として勤務していた株式会社Aは、平成 10 年 4 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人に係る 9 年 11 月から 10 年 3 月までの標準報酬月額は、適用事業所ではなくなった日以降である同年 5 月 19 日に、当初 59 万円と記録されていたものが 28 万円に遡及して訂正されていることがオンライン記録により確認できる。

また、申立人は、「株式会社Aの専務取締役であったが、平成 9 年 11 月に同社取締役を解任された後は、同社に出勤しておらず、社会保険事務手続に関与していない。」と主張しているところ、複数の同僚取締役の供述から申立人の主張が確認できる上、株式会社Aに係る厚生保険特別会計不納欠損決議書の記載には、申立人が厚生年金保険事務手続に関与していた形跡は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、当該訂正処理を遡及して行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から 59 万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成14年6月21日であると認められることから、申立人の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成14年4月及び同年5月の標準報酬月額については、32万円とすることが妥当である。

申立期間②のうち、平成14年10月1日から15年3月12日までの期間については、申立人の株式会社Bにおける厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年3月12日であると認められることから、申立人の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成14年10月から15年2月までの標準報酬月額については、32万円とすることが妥当である。

また、申立期間②のうち、平成15年3月12日から同年4月10日までの期間について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Bにおける上記訂正後の資格喪失日に係る記録を同年4月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額の記録を32万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②のうちの平成15年3月12日から同年4月10日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の申立期間③に係る標準報酬月額については、当該期間の標準報酬月額の記録を26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年4月30日から同年6月21日まで
② 平成14年10月1日から15年4月10日まで

③ 平成 15 年 4 月 10 日から同年 5 月 21 日まで

私は、平成 9 年 3 月 1 日に株式会社 C に入社し、何度かの社名の変更はあったものの 15 年 5 月 20 日まで同社に継続して勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録に欠落している期間があるとともに、同年 4 月の標準報酬月額が低くなっている。

同社での勤務場所及び業務内容に変化は無く、入社時から給料に必ず厚生年金保険料も同じように控除されていた。

厚生年金保険の記録が欠落している期間及び標準報酬月額が低くなっている期間について、調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述から、申立人は、当該期間に株式会社 C の関連会社である株式会社 A の D 店に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人の株式会社 A における厚生年金保険の記録は、同社が適用事業所でなくなった平成 14 年 4 月 30 日の後の同年 6 月 27 日の処理日で、同年 4 月 30 日に資格を喪失した旨の処理が行われているが、同日において資格を喪失している他の全同僚の処理日を確認したところ、同年 6 月 27 日に遡って処理された被保険者が 4 人、同年 6 月 28 日に処理された者が 2 人、同年 8 月 16 日に処理された者が 1 人である。このうち、同年 8 月 16 日に喪失処理が行われた当該同僚の記録は、当初、同年 5 月 21 日と記録されていた（喪失処理日は 5 月 23 日）ところ、同年 8 月 16 日において、同年 5 月 21 日喪失の記録が取り消されるとともに、同年 4 月 30 日に資格を喪失した旨の処理が行われていることが確認できる。

また、上記の申立人を含む従業員の資格喪失前の記録から、申立期間当時、株式会社 A は適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、上記の平成 14 年 4 月 30 日に適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成 14 年 4 月 30 日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、申立人の株式会社 A における雇用保険の記録における離職日の翌日である同年 6 月 21 日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る平成 14 年 3 月のオンライン記録から 32 万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②の期間のうち、平成 14 年 10 月 1 日から 15 年 3 月 12 日ま

での期間について、雇用保険の記録により、申立人が当該期間を含む14年6月21日から15年3月31日までの間、株式会社Bに継続して勤務していたことが確認できるが、オンライン記録では、14年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

一方、社会保険事務所（当時）の記録では、株式会社Bは平成14年11月21日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨の処理がされているが、申立人と同日（14年10月1日）に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している申立人を含む同僚19人の当該記録では、同社が適用事業所に該当しなくなったとされた日より後の15年3月12日に、14年10月1日の定時決定の記録を取り消した上で同日の被保険者資格を喪失したとする処理が遡ってなされており、かつ、当該期間において、株式会社Bは、当該訂正処理前の記録から、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断されることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成14年10月1日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失日に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、申立人の被保険者資格の喪失の処理が行われた15年3月12日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額は、申立人の株式会社Bにおける平成14年9月のオンライン記録から32万円とすることが必要である。

- 3 申立期間②のうち、平成15年3月12日から同年4月10日までの期間については、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述並びに申立人に係る普通預金口座の取引明細表から、申立人が、当該期間において、株式会社Bに継続して勤務していたことが認められる。

また、上記の申立人を含む19人の同僚のうち、3人の給与明細書において、当該期間における給与及び厚生年金保険料の控除額が当該期間以前と同額で推移していることが確認できるとともに、申立人の給与額については、雇用保険の記録及び申立人に係る普通預金口座の取引明細表により当該期間以前と同額で推移していることが確認できることから、申立人についても、当該期間以前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除が継続して行われていたと推認でき、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることができる。

さらに、商業登記簿により、株式会社Bは当該期間において法人であったことが確認できることから、同社は、当該期間において当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、平成 15 年 3 月の標準報酬月額については、14 年 9 月のオンライン記録から 32 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当該期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は当該期間に係る保険料を納付していないと認められる。

- 4 申立期間③について、申立人は標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

申立人に係る普通預金口座の取引明細表から、申立人の平成 15 年 5 月分として株式会社 E から振り込まれた給与支給額は 20 万 7,682 円となっているが、オンライン記録で認められる申立人の同年 4 月の標準報酬月額は、厚生年金保険の新規適用事業所となった同社において、9 万 8,000 円と記録されている。

しかしながら、申立人と同じ日に株式会社 B で厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、申立期間③に株式会社 E において当該資格を取得している同僚 15 人についても平成 15 年 4 月の標準報酬月額が 9 万 8,000 円と記録されているが、当該同僚のうち、3 人の給与明細書により、株式会社 B において資格を喪失した際の報酬月額を受け、当該報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除額が継続していることが確認できる。

以上のことから、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたかについては、株式会社 B において資格を喪失した際の標準報酬月額（32 万円）に基づく控除額が控除されていたと推認される一方で、申立人の報酬月額については、当該厚生年金保険料控除額及び申立人に係る平成 15 年 5 月分の普通預金口座の取引明細表で認められる給与の振込額から 26 万円程度であると推認できることから、当該期間の標準報酬月額については、26 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に照会したものの回答が得られないが、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、同僚の給与明細書及び申立人の銀行振込記録で推認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間に係るA団体における資格取得日に係る記録を昭和47年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額記録を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年6月1日から同年8月2日まで

私は、昭和44年3月16日からB団体で勤務していたが、47年1月に、設立間もないA団体（現在は、C団体）に移籍した。しかし、A団体は設立間もなく職員数も数名であったため、社会保険については引き続きB団体の被保険者として取り扱うこととされ、A団体が同年8月2日に厚生年金保険の新規適用事業所になったことに伴い、社会保険関係については、同日からA団体に移行することになったと思う。

私は、申立期間も含め継続してA団体に勤務しており、A団体で被保険者資格を取得する前の申立期間におけるB団体での厚生年金保険の被保険者記録が空白となっているので、この期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C団体から提出された常勤者名簿、昭和47年度各人別賃金表及び同年度夏期一時金等の資料並びに複数の同僚の供述から、申立人が申立期間においてA団体に勤務していたことが推認できる。

また、申立期間にB団体で給与計算等を担当していた同僚は、「B団体は、A団体の職員の給与計算等の事務の代行を委託されており、厚生年金保険料については、B団体の職員と同様に給与から控除していた。」と供述している。

さらに、申立期間頃、B団体からA団体に移籍し、申立人と同様に昭和47年6月1日にB団体で被保険者資格を喪失し同年8月2日にA団体で

被保険者資格を取得した5人の同僚は、いずれも当該期間においてA団体に勤務しており、このうちの1人については、昭和47年分給与所得の源泉徴収票から、申立期間にA団体から厚生年金保険料が控除されていたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、申立人は、「A団体での社会保険の取扱いは、同事業所が昭和47年8月2日に適用事業所となるまでは、引き続きB団体の被保険者として取り扱うこととされた。」としているものの、申立人及び前述の5人の同僚のB団体に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、資格喪失日はオンライン記録と一致しており、訂正等の形跡も認められない。

一方、事業所名簿の記録により、A団体は、昭和47年8月2日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては適用事業所としての記録が無い。

しかしながら、A団体は、昭和46年5月*日に法人登記していることや、適用事業所となった47年8月2日における被保険者数が13人であり、同事業所が提出した「昭和47年度各人別賃金表」において、従業員数が17人であることから、同事業所は、申立期間において、当時の厚生年金保険法に定められる適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA団体に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における昭和47年8月の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の納付義務の履行については、事業主は納付したとしているものの、事業主は、申立期間において適用事業所でありながら社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 41 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 34 万円とされているが、申立期間のうち、平成 21 年 6 月について、標準報酬月額の改定の基礎となる 20 年 12 月から 21 年 2 月までは標準報酬月額 41 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人の A 所における同年 6 月の標準報酬月額に係る記録を 41 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 3 月から同年 6 月まで

平成 20 年から A 所に勤務し、同年 12 月からは新たに役職手当が支給されたため、21 年 3 月の随時改定に該当したが、当時、事業所が月額変更届の届出を失念しており、23 年になってから届け出られたため、申立期間が厚生年金保険法第 75 条該当により本来の標準報酬月額よりも低くなっているため訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 21 年 3 月から同年 6 月までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成 21 年 3 月から同年 5 月までの期間については、

本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、同年6月については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てしているところ、申立期間のうち、平成21年6月については、オンライン記録によると、A所における申立人の標準報酬月額は、当初、34万円と記録されていたが、同社から提出された月額変更届により、23年8月3日付けで随時改定処理が行われ、41万円に訂正されたところ、保険料の徴収権が時効により消滅したため、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（41万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（34万円）となっている。しかし、事業主から提出された給与台帳によると、標準報酬月額の改定の基礎となる20年12月から21年2月までは標準報酬月額41万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA所における平成21年6月の標準報酬月額の記録を41万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成21年3月から同年5月までの期間については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。事業主から提出された給与台帳に記載された報酬月額（平成21年3月は37万9,135円、同年4月は40万3,962円、同年5月は41万6,764円）に見合う標準報酬月額（平成21年3月は38万円、同年4月及び同年5月は41万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（34万円）よりも高額であるものの、給与台帳により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額（2万6,095円）に見合う標準報酬月額（34万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（34万円）と同額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 26 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 17 万円とされているが、申立期間のうち、平成 21 年 6 月について、標準報酬月額改定の基礎となる同年 1 月から同年 3 月までは標準報酬月額 26 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人の A 所における同年 6 月の標準報酬月額に係る記録を 26 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 4 月から同年 6 月まで

平成 20 年から A 所に非常勤職員として勤務し、21 年 1 月からは常勤職員となり給与体系も変更されたため、同年 4 月の随時改定に該当したが、当時、事業所が月額変更届の届出を失念しており、23 年になってから届け出られたため、申立期間が厚生年金保険法第 75 条該当により本来の標準報酬月額よりも低くなっているため訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 21 年 4 月から同年 6 月までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成 21 年 4 月及び同年 5 月については、本件申立日

において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、同年6月については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てているところ、申立期間のうち、平成21年6月については、オンライン記録によると、A所における申立人の標準報酬月額は、当初、17万円と記録されていたが、同所から提出された月額変更届により、23年8月3日付けで随時改定処理が行われ、26万円に訂正されたところ、保険料の徴収権が時効により消滅したため、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（26万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（17万円）となっている。しかし、事業主から提出された給与台帳によると、標準報酬月額の改定の基礎となる同年1月から同年3月までは標準報酬月額26万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA所における平成21年6月の標準報酬月額の記録を26万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成21年4月及び同年5月については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。事業主から提出された給与台帳に記載された報酬月額（平成21年4月は25万6,502円、同年5月は27万1,130円）に見合う標準報酬月額（平成21年4月は26万円、同年5月は28万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（17万円）よりも高額であるものの、給与台帳により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額（1万3,047円）に見合う標準報酬月額（17万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（17万円）と同額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間①を30万円、申立期間③を32万円、申立期間④のうち昭和61年1月から同年9月までを34万円、62年1月から同年9月までを36万円、申立期間⑤のうち63年1月から同年9月までを38万円、平成元年1月から同年5月までを41万円、同年6月から同年8月までを44万円、申立期間⑥を47万円、申立期間⑦のうち3年6月から同年9月までを50万円、申立期間⑧を53万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年12月1日から59年4月1日まで
② 昭和59年10月
③ 昭和60年1月1日から同年10月1日まで
④ 昭和61年1月1日から62年10月1日まで
⑤ 昭和63年1月1日から平成元年9月1日まで
⑥ 平成2年6月1日から同年10月1日まで
⑦ 平成3年1月1日から同年10月1日まで
⑧ 平成4年6月1日から同年10月1日まで
⑨ 平成6年11月

以前勤務していた会社の同僚が標準報酬月額の相違で申し立て、その照会が来たが、私も同じように、自分の保管している給料支払明細書に記載されている厚生年金保険料控除額が年金記録の標準報酬月額より高くなっている。申立期間の①から⑨までについて、調査して給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額に見合った標準報酬月額に厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人提出の給与支払明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、申立期間①を30万円、申立期間③を32万円、申立期間④のうち昭和61年1月から同年9月までを34万円、62年1月から同年9月までを36万円、申立期間⑤のうち63年1月から同年9月までを38万円、平成元年1月から同年5月までを41万円、同年6月から同年8月までを44万円、申立期間⑥を47万円、申立期間⑦のうち3年6月から同年9月までを50万円、申立期間⑧を53万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主は、社会保険事務所（当時）へ届け出た標準報酬月額より高い保険料を控除したとしていることから、事業主は昇給後の控除保険料に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②、申立期間④のうち昭和61年10月から同年12月までの期間、申立期間⑤のうち63年10月から同年12月までの期間及び申立期間⑨に係る標準報酬月額については、申立人提出の給与支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額がオンライン記録上の標準報酬月額よりも低額又は同額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間⑦のうち平成3年1月から同年5月までの期間については、申立人提出の給与支払明細書より、事業主から支払われた報酬月額が、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（47万円）よりも高額であるものの、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と同額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年7月から50年3月まで
申立期間当時、私の実家はA業を営んでおり、私はその手伝いをしていた。私の国民年金については、父が加入手続きを行い、父母と私の保険料を一緒に金融機関の集金人に納付したはずであり、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父が申立人の国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付してくれたはずであるとしているが、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料納付を行ったとするその父は既に他界しており証言を得られず、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和62年1月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立期間は57か月と長期間である上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 11 年 7 月から 12 年 3 月までの期間及び 17 年 2 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 11 年 7 月から 12 年 3 月まで
② 平成 17 年 2 月

私は勤務していた会社を辞めた平成 11 年 7 月に、国民年金の加入手続をし、保険料はアルバイトをしながら、自宅に郵送されてきた納付書で銀行か郵便局で毎月納付した。16 年 12 月に有限会社 A に転職した際は、3 か月間は試用期間なので、その期間は自分で国民年金及び国民健康保険に加入するように会社から言われ、B 市役所で国民年金の加入手続をし、夫婦二人分の保険料を毎月銀行で納付したはずである。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、平成 11 年 7 月に勤務していた会社を辞めた時に、国民年金の加入手続をし、保険料はアルバイトをしながら、自宅に郵送されてきた納付書で銀行か郵便局で毎月納付したとしているが、オンライン記録によると、申立期間①は 12 年 4 月 14 日に国民年金被保険者資格の得喪記録が追加された結果生じた未納期間であり、それまでは制度上保険料を納付できない未加入期間であったと推認される。

2 申立期間②について、申立人は、平成 16 年 12 月に有限会社 A に転職した際に、3 か月間は試用期間なので、その期間は自分で国民年金に加入するように会社から言われ、B 市役所で国民年金の加入手続をし、夫婦二人分の保険料を毎月銀行で納付したはずであるとしているが、オンライン記録によると、申立期間②の保険料はその妻も未納となっている

上、国民年金の事務処理については、14年4月に保険料収納事務が国に一元化されたことに伴い、事務処理の機械化が進められており、同年度以降は記録漏れや記録誤りの生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

3 申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、申立人の平成14年4月から15年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年4月から7年3月まで
② 平成14年4月から15年3月まで

平成6年度の国民年金保険料については、A銀行（現在は、B銀行）C出張所で付加保険料を含めて納付した。また、14年度の保険料はD市役所E所に免除申請をしたはずである。申立期間①の保険料が免除に、また申立期間②の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は国民年金保険料を納付したとしているが、平成6年4月28日に免除申請を行ったことがオンライン記録により確認でき、同年度の国民年金保険料免除申請承認通知書を申立人が所持していることに加え、申立人が申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は免除申請をしたはずであるとしているが、申立人が免除申請書を提出したこと、及び免除の承認を受けたことを確認することができる資料は無く、ほかに免除の承認を受けたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、国民年金の事務処理については、平成14年4月に保険料収納事務が国に一元化されたことに伴い、事務処理の機械化が進められており、同年度以降は記録漏れや記録誤り等の生じる可能性が極めて低くな

っていると考えられる。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、申立期間②の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から63年3月まで
私の母が国民年金の加入手続を行い、申立期間に係る国民年金保険料を納付してくれたと聞いているので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、平成2年5月頃に払い出されたものと推認され、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納付したとするその母は、加入手続を行った時期、納付場所及び納付金額等に関する記憶が明確でなく、保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 5 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 5 月から 58 年 3 月まで
申立期間の保険料は、母が、自分に代わって納付してくれていたのに、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料を納付したとしている申立人の母は、「昭和 57 年 5 月頃に、A 市役所 B 支所で、申立人の国民年金の加入手続を行った。」としているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、59 年 3 月頃に払い出されたものと推認される上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認される昭和 59 年 3 月当時に保険料を納付する場合、申立期間は前年度に当たるが、A 市は「前年度までの保険料の収納事務は行っていなかった。」と回答している上、申立人の母の保険料納付に関する記憶が明確ではなく、納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人の母は、申立人の所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」の欄に「昭和 57 年*月*日」と記載されていることをもって、57 年 5 月頃に国民年金の加入手続を行ったとしているが、この「初めて被保険者となった日」は、加入手続年月日にかかわらず、強制加入する

ことになった年月日を遡及して記載するものであることから、加入手続年月日を特定するものではない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から平成 2 年 3 月まで
平成 2 年の結婚を契機に A 市役所において国民年金の加入手続をした。その時保険料を 10 年遡って納付できると同市職員に勧められて納付したが、申立期間が未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 市役所で申立期間に係る国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を一括で納付したとしているものの、納付金額、納付場所等の記憶が明確ではなく納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、同手帳記号番号の前後の払出状況から平成 2 年 8 月及び同年 9 月の間と推認できることから、その時点では、申立期間のうち、昭和 55 年 4 月から 63 年 7 月までは時効により保険料を納付できない期間であり、同年 8 月から平成 2 年 3 月までは遡及して納付できる期間であるが、申立人は申立期間の 10 年分の保険料を一括して納付したとしている上、当委員会において、オンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

なお、平成 2 年当時には、10 年分の保険料を遡及して納付する方法は行われてはいなかった。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年11月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年11月から45年3月まで

父が年金を大変重要視しており、私が20歳になった昭和41年*月頃、付加保険料を含めてA区役所で加入手続をして保険料を納めてくれ、2歳年下の妹が20歳になると、私の分と併せて保険料を納めてくれていた。

父が国民年金に加入して保険料を納めていたので、申立期間が未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和41年*月頃、その父が区役所で国民年金の加入手続をしてくれ、付加保険料を含めて国民年金の保険料を納付してくれていたとしている。

しかしながら、国民年金の加入手続及び保険料を納付したとするその父は既に他界しており、その母も他界していることから証言を得られず、申立人はこれらに直接関与していないため、申立期間に係る国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、B市国民年金被保険者名簿及びオンライン記録には、申立人が初めて国民年金の被保険者資格を取得したのは昭和53年4月1日に任意加入した際であることが記録されていることから、申立期間は未加入期間であると推認され、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和53年4月頃に払い出されたと推認され、この時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の

国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人は、その父が申立期間の付加保険料を納付していたとしているが、付加年金が開始されたのは昭和45年10月であり、申立期間に付加年金の制度は存在しなかった上、その父が自身の保険料と同時に納付していたとするその妹についても、オンライン記録によると48年5月から国民年金保険料の納付が開始されており、申立期間にその父がその妹の国民年金保険料を併せて納付していたとすることとは一致しない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年7月から8年3月までの期間及び10年5月から11年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年7月から8年3月まで
② 平成10年5月から11年5月まで

申立期間①について、20歳になった平成7年*月頃、母が以前の住所地であるA区で国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していた。

また、申立期間②について、母が現在の住所地であるB市で加入手続を行い、保険料を納付していた。

母が国民年金に加入して保険料を納めていたのに、両申立期間が未納期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、20歳になった平成7年*月頃、その母がA区役所の出張所で国民年金の加入手続を行い、国民年金の保険料をその姉の保険料と同時に納付していたとしている。

しかしながら、国民年金の加入手続及び保険料を納付したとするその母は、A区での申立期間①の国民年金の加入手続及び保険料納付について、具体的に記憶していない。

また、申立人の基礎年金番号は厚生年金保険手帳記号番号が付番されており、申立期間は未加入期間であり、制度上、申立期間の保険料を納付することができない期間である上、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、オンライン記録から、C社会保険事務所（当時）が申立人について第1号・第3号被保険者取得勧奨関連対象者一覧表を平成10年7月27日に作成したことが記録されている上、同年9月29日に、8年

4月1日の資格喪失及び10年5月1日の資格取得の追加が行われた記録となっている。

- 2 申立期間②について、申立人は、平成10年5月にA区からB市に転居しており、その母がB市で加入手続きを行い、国民年金の保険料をその姉の保険料と同時に納付していたとしている。

しかしながら、国民年金の加入手続き及び保険料を納付したとするその母は、B市での申立期間②の国民年金の加入手続き及び保険料納付について、具体的に記憶していない。

また、その母が申立人の国民年金保険料と同時に納付したとするその姉については、オンライン記録によると、申立期間②のうち平成10年9月から11年5月までは未納期間となっている。

さらに、国民年金の事務処理については、昭和59年2月以降は記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入されており、申立期間②における記録漏れや記録誤り等が生じる可能性は極めて低いと考えられる。

このほか、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 4751（事案 2091 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 3 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 3 月から 56 年 3 月まで

私は、昭和 51 年 3 月頃会社を退職し、その後 A 市役所で国民年金に加入し、保険料は、私が夫婦一緒の分を同市役所で納付した。57 年 1 月 30 日に A 市から届いた年金相談の書類に、支払済の電話連絡をしたメモもある。申立期間の保険料が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、昭和 51 年 3 月頃会社を退職し、その後 A 市役所で国民年金に加入し、保険料は同市役所で納付したとしているが、申立人の加入手続及び保険料納付の記憶は明確でなく、これらの状況が不明である上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 7 月 22 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、新たな証拠として昭和 57 年 1 月 30 日付けで A 市から申立人に郵送された「年金相談について」の文書が提出されたが、当該文書からは申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる形跡を読み取ることはできず、当委員会においてこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 3 月及び平成元年 6 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 3 月
② 平成元年 6 月

申立期間①については、昭和 54 年頃 A 区役所で国民年金に加入し、保険料も納付した。

申立期間②については、平成元年 6 月頃、会社退職後同区役所で国民年金に加入し、保険料は 1 か月の納付書が郵送され納付した。納付金額は、2,000 円から 5,000 円くらいだった記憶だ。

申立期間の①の保険料が未納になっていること、及び②が未加入期間になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、昭和 54 年頃 A 区役所で国民年金に加入し、保険料を納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、60 年 10 月頃に払い出されたものと推認され、その時点からすると申立期間は時効により保険料納付ができない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

2 申立期間②については、申立人は、平成元年 6 月頃、会社退職後 A 区役所で国民年金に加入し、保険料は郵送された 1 か月分の納付書で納付したとしているが、申立人が申立期間について納付したとする保険料の納付金額は、申立期間の国民年金保険料を納付した場合の金額と乖離^{かいり}している上、オンライン記録によると、当該期間は未加入期間であり制度上保険料を納付できない期間であったと考えられる。

また、申立期間②について申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に関する記憶が明確でなく、これらの状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 1 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 1 月から平成 2 年 3 月まで
昭和 60 年に会社を退職後、老後のために A 市役所で国民年金に加入した。保険料は B 銀行（現在は、C 銀行）、D 信用金庫及び A 市役所で毎月納付していた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 60 年に会社を退職後、老後のために A 市役所で国民年金に加入し、保険料は B 銀行、D 信用金庫及び A 市役所で毎月納付していたと申し立てているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に関する記憶が明確でなく、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、平成 4 年 5 月頃払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から12年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成2年4月から12年3月まで

私は、平成4年頃までは学生で、その後は、健康上の理由から働くことができなかつたので、定かではないが6年頃に、私は父に「国民年金保険料を納められない現状を市役所に行って説明してきます。」と伝えてから、A市役所へ行き、同市の女性職員に説明した。

しかし、その職員からは国民年金保険料の免除申請についての説明や提案はされず、その後、免除等の書類が送られてくることも無かつた。

申立期間が免除ではなく未納となっているのは、このように保険料を納付できないことを説明したにもかかわらず、その後、何もしてくれなかつたA市役所の職員に問題があると思う。

申立期間が免除期間で無く、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料が免除ではなく未納となっているのは、申立人が平成6年頃に、国民年金保険料を納付できないことをA市役所に行って説明をしたにもかかわらず、その後、何もしてくれなかつたA市役所の職員に問題があつたからであるとし、自ら当該期間の免除申請の申請を行っていないことを認めている。

また、同居していたその父母も「加入申請したかどうか覚えていない。保険料について市役所から請求があれば納めたと思うが、詳しいことは覚えていない。」と供述していることから、申立期間に係る免除申請申請の状況は不明である。

さらに、申立人の基礎年金番号は、平成11年12月20日に付番されており、その時点では、申立期間について、遡って免除申請をすることは制

度上できない上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、オンライン記録においても、申立期間に係る免除申請に関する記録は見当たらない。

これら、申立内容及びこれまで収集した資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

なお、申立人は、申立期間が申請免除となっていないのは、保険料を納付できないことを説明したにもかかわらず、その後、何もしてくれなかったA市役所の職員に問題があるとして、申立期間を免除期間とするよう記録の訂正を求めているが、年金記録確認第三者委員会は、保険料納付の有無、免除の申請の有無等について検討し、年金記録の訂正の要否を判断するものであり、免除申請手続の運用の当否を審議する機関ではない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 11 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 11 月から平成元年 3 月まで

私は、20 歳になった昭和 59 年*月頃に、母から国民年金の加入を勧められ、A 区役所 B 所で加入手続をし、その際に受け取った年金手帳を持っている。

国民年金保険料は、同区役所から送られてきた納付書で、私が毎月、金融機関で納付した。

申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 59 年*月頃に、A 区役所 B 所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は区役所から送られてきた納付書で、申立人自身が毎月、金融機関で納付したとしているが、申立人は保険料を納付したとする金融機関や納付金額等の納付に関する記憶が明確でなく納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者資格取得時期から平成元年 6 月頃に払い出されたと推認され、当該記号番号が払い出された時点では、申立期間のうち昭和 59 年 11 月から 62 年 3 月分までは、時効により保険料を納付できない期間であり、申立期間のうち、同年 4 月から平成元年 3 月までは、遡って保険料を納付する期間であるが、申立人は、「保険料は A 区役所から送られてきた納付書で毎月、金融機関で納付し、遡って納付した覚えは無い。」と申述している上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が昭和 59 年*月頃に加入した際に受け取ったとする年

金手帳には「平成」の元号が印刷されており、このことから、同手帳は平成に変わってから発行されたものであり、申立人は、同手帳の「初めて被保険者となった日」欄には「昭和 59 年*月*日」と記載されていることをもって当該月に加入手続及び国民年金保険料を納付したとしているが、この「初めて被保険者となった日」は、加入手続時期及び納付時期にかかわらず、強制加入期間の初日を遡及して記載するもので、加入日及び保険料納付の始期を示すものではない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 4760 (事案 668 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 45 年 3 月まで

自宅で病気療養中だった昭和 35 年秋に、当時、A 料の集金を行っていた隣の B 市 (現在は、C 市) 職員に勧められて国民年金に加入した記憶がある。国民年金保険料は、母が A 料と一緒に同職員に納めていたはずなので、申立期間 (昭和 36 年 4 月から 45 年 3 月まで、108 か月) の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が所持している年金手帳が昭和 45 年以降のもので、社会保険庁 (当時) 及び市の記録から、45 年 7 月に国民年金に加入したものと推認できる上、申立人に別の記号番号が払い出された形跡も見当たらず、また、申立人は、保険料の集金の場に居合わせたことも無く、母からは A 料と一緒に国民年金保険料を納付していたことを聞いたことも無いとしているなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 9 月 17 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな証拠及び証言は無いものの、委員会の決定に納得できないとして申し立てているが、当委員会において改めて申立人の国民年金手帳記号番号の払出状況及び国民年金保険料の納付状況等について、申立人及び市役所から聴取するとともに、これまで収集した資料等を含めて再度検討したところ、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年8月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年8月から同年12月まで

私は、時期は覚えていないが、母から年金のことは大丈夫かと言われていた。昭和50年代に国民年金保険料の未納期間があることを知ったので、遡ってまとめて保険料を納付した覚えがある。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自らが国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続を行った時期及び場所、その後の国民年金保険料の納付場所や納付時期などの記憶が明確でないなど、国民年金の加入及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和53年12月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を遡ってまとめて納付した覚えがあると主張しているが、申立人の国民年金被保険者台帳（旧台帳）によると、昭和54年3月3日に52年11月から53年3月まで申立期間と同じ5か月分の保険料を遡ってまとめて納付していることが記載されていることから、申立人はこのことと混同している可能性も否定できない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをう

かがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年7月から13年4月までの期間、同年5月から16年12月までの期間、17年1月から19年3月までの期間、同年4月から20年5月までの期間、及び同年6月から22年6月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年7月から13年4月まで
② 平成13年5月から16年12月まで
③ 平成17年1月から19年3月まで
④ 平成19年4月から20年5月まで
⑤ 平成20年6月から22年6月まで

申立期間①の国民年金保険料の免除申請については、私がA刑務所に服役していた頃に、B町役場（当時）において、母が免除申請をしてくれたはずである。

申立期間②の国民年金保険料の免除申請については、C町役場（当時）において、妻（当時婚姻前、平成17年1月婚姻）が免除申請をした。

申立期間③、④及び⑤の国民年金保険料の免除申請については、私はD刑務所に服役中で、この期間に住民票のあったE市、F市、G市の各市役所から依頼された「保険証」と年金の免除申請に必要な「在所証明書」をD刑務所から交付してもらい、妻がその証明書を持ってそれぞれの市役所において「保険証」と年金の免除申請をしたはずである。

それにもかかわらず、申立期間①、②、③、④及び⑤の保険料が免除となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、その母がB町役場において国民年金保険料の免除申請を行ってくれたはずであるとしている。

しかしながら、その母は「随分昔のことなので覚えていない。」としており、申立人は、国民年金保険料の免除申請手続等に直接関与していないとしていることから、申立期間①に係る免除申請手続等に関する状況が不明である。

また、申立人の基礎年金番号は、厚生年金保険の番号が付番されており、申立人が国民年金に加入したのは、オンライン記録から、申立人がC町に転居した平成13年5月以降であると考えられる。このことからすると、申立期間①は、制度上遡って国民年金保険料の免除申請を行うことはできない期間であり、オンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に当該基礎年金番号以外の別の基礎年金番号や、国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人の免除申請を行ったとするその妻は「当時、婚姻前だったが、申立人の身の回りの世話をを行うためC町役場に行き、諸手続とともに年金の免除申請手続も行ったと思う。」と供述している。

しかしながら、その妻は申立期間②に係る国民年金の免除申請手続等に関する記憶が明確でなく、申立人は、国民年金保険料の免除申請手続等に直接関与していないとしていることから、申立期間②に係る免除申請手続等に関する状況が不明である。

- 3 申立期間③、④及び⑤について、申立人は、この期間に住民票のあった各市役所で、その妻がD刑務所から交付してもらった「在所証明書」を持って、国民年金保険料の免除申請を行ったとしている。

しかしながら、申立人は、上記1及び2と同様に国民年金保険料の免除申請手続等に直接関与していないとしていることから、申立期間③、④及び⑤についても、国民年金保険料の免除申請手続等に関する状況が不明である。

また、「在所証明書」について、D刑務所は、「平成17年1月27日に入所してから22年9月1日に仮釈放されるまでの間に交付した在所証明書は、17年7月1日交付（国民健康保険手続）D刑務所、18年7月28日交付（国民健康保険手続）H刑務所、19年4月23日交付（国民健康保険手続）D刑務所、20年7月14日交付（国民健康保険手続）D刑務所、22年9月1日交付（国民健康保険手続）D刑務所、同日交付（国民年金手続）D刑務所の6通である。」としており、このことからすれば、申立期間③、④及び⑤の国民年金手続を行うための「在所証明書」は交付されていないことから、申立人及びその妻が各市役所で行ったと主張している国民年金保険料の免除申請手続については、国民健

康保険税の減免手続と混同している可能性も否定できない。

- 4 申立期間①、②、③、④及び⑤について、オンラインの免除に関する記録では、平成 22 年 10 月 12 日に免除届出された同年 9 月の保険料が法定免除、23 年 4 月 21 日に免除申請された 22 年 7 月及び同年 8 月の保険料が全額免除とされた記録はあるが、これ以外に免除された記録は無い。

また、申立人が申立期間①、②、③、④及び⑤について、免除の承認を受けたこと、及び免除申請書を提出したことを確認できる資料は無く、ほかに免除の承認を受けたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、国民年金の事務処理については、昭和 59 年 2 月以降は記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成 9 年 1 月に基礎年金番号制度が導入されており、申立期間①、②、③、④及び⑤における記録漏れや記録誤り等が生じる可能性は極めて低いと考えられる。

加えて、本申立事案の口頭意見陳述においては、申立期間の国民年金加入手続及び国民年金保険料の免除を裏付ける事情をくみ取ろうとしたが、具体的な新しい証言や証拠を得ることはできなかった。

- 5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②、③、④及び⑤の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 11 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 1 月から同年 3 月まで

私は、平成 10 年 12 月に会社を退職し、その後、無職だったために国民年金保険料を納付していなかったが、後日、納付書が自宅へ届いたので、それを見た母が保険料を納付してくれた。

申立期間の国民年金が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 10 年 12 月に会社を退職し、その後、無職だったために国民年金保険料を納付していなかったが、後日、納付書が自宅へ届いたので、その母が保険料を納付してくれたとしているが、申立人の国民年金の保険料の納付を行ったとするその母は、保険料納付に関する記憶が明確でなく、申立人は、国民年金の保険料の納付に直接関与していないことから、納付状況が不明である。

また、国民年金の事務処理については、昭和 59 年 2 月以降は記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成 9 年 1 月に基礎年金番号制度が導入されており、申立期間における記録漏れや記録誤り等が生じる可能性は極めて低いと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 10 月から 61 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 10 月から 61 年 6 月まで

私は、申立期間当時、A市にあるB会社の販売員として勤務していたが、同社は昭和 61 年 7 月に株式会社となるまでの間厚生年金保険に加入していなかったため、20 歳になった 60 年*月頃に、親に国民年金の加入を勧められ、自分でC市役所に行き、国民年金の加入手続をした。その時の国民年金手帳は紛失して現在は手元に無いが、加入後はD銀行（現在は、E銀行）F支店において毎月 1 万円ほどの国民年金保険料を納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、20 歳になった昭和 60 年*月頃に国民年金の加入手続をC市役所で行い、その後はD銀行F支店において、保険料を納付したとしている。

しかしながら、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人には基礎年金番号制度が導入された平成 9 年 1 月に厚生年金保険被保険者記号番号が基礎年金番号として付番されているのみであり、これまで申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらない上、オンライン記録によると、申立人の国民年金の資格取得日は 21 年 10 月 11 日とされていることから、申立期間は国民年金の未加入期間と推認され、制度上保険料を納付できない期間である。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 1 月から 43 年 2 月まで
昭和 41 年 1 月から 43 年 2 月まで A 地の B 所に勤務した。しかし、この間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が A 地に所在する B 所に勤務していたことは、期間の特定はできないものの、申立人の勤務状況に係る記憶と関係者の供述からうかがえる。

しかしながら、B 所は既に閉鎖され、元事業主は亡くなっており、オンラインによる事業所検索及び健康保険厚生年金保険適用事業所名簿を検索したが、事業所所在地において、当該事業所名を確認できない上、申立人は、「B 所に勤務していたのは、元事業主の親族二人のほか、従業員は自分一人であった。」と供述していることを踏まえると、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったと考えられ、当時の状況については不明である。

なお、元事業主は申立期間において、国民年金保険料を納付していることがオンライン記録により確認できる。

また、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 4 月 1 日から 45 年 4 月 1 日まで
② 昭和 46 年 9 月 28 日から 47 年 12 月 1 日まで

申立期間①は、A地に本社のあったB株式会社（現在は、C株式会社）の社員として、D市E地のF社の工場内でG業務をしていた。厚生年金保険に加入した記憶があるので、被保険者期間と認めてほしい。

申立期間②については、株式会社Hを昭和 46 年 9 月 28 日に被保険者資格を喪失し、I 有限会社（現在は、J 有限会社）で 47 年 12 月 1 日に資格を取得するまでの期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。しかし、株式会社HとI 有限会社は同一の事業所であり、社名が変更しただけで、従業員はみな継続して勤務していた。厚生年金保険料も同じように控除されていたと思うので、被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が氏名を記憶する同僚が、B株式会社K支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者であることが確認できること、及び複数の同僚が、申立期間頃、申立人が同社に勤務していたことを記憶していることから、期間の特定はできないものの、同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、C株式会社は、申立期間①当時の従業員に関する賃金台帳等の資料を保有していないことから、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除等について、確認できないとしている。

また、申立人が記憶する二人の同僚は、自身について、正社員になるまで半年から1年の試用期間があったと供述しており、このうちの昭和 43 年 11 月頃入社したとする同僚は、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると 44 年 6 月 16 日に被保険者資格を取得しており、当該同僚の供述と一致する上、申立期間当時の上司は、「厚生年金保険の加

入に関しては、当時は、入社してすぐには加入せず、加入までの期間も一律ではなく個別に対応していた。本人の希望により加入しない場合もあった。」と供述していることから、同社での厚生年金保険の加入及び取扱いは、一律ではなかったことがうかがえる。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の名前は記載されておらず、健康保険の整理番号に欠番は無い上、事業所が加入するL基金での加入員記録も無く、申立人の当該事業所での雇用保険被保険者としての記録も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②における申立人の勤務状況については、株式会社HとI有限会社の両事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載のある複数の同僚の、「申立人は、両事業所に継続して勤務していた。」との供述により、両事業所に継続して勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、商業登記簿によれば、株式会社Hの設立は昭和45年2月*日であり、46年9月28日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同日に事業主を含め13人全員が資格喪失していることが確認できる。

一方、I有限会社は、商業登記簿によれば、設立は昭和46年2月23日であるものの、厚生年金保険の新規適用は47年12月1日であり、同日に、上記13人を含め、42人が資格取得していることがオンライン記録により確認できることから、両社は別会社であると判断できる。

また、商業登記簿によれば、両事業所は、本店の所在地は同一であるものの、株式会社Hの事業主からは文書照会に対する回答が無く、J有限会社では、設立時の状況を知る者は現在は在籍しておらず、当時の事業主も亡くなっていることから当時の事情は不明であるとしている上、同僚からも両事業所の保険料控除についての具体的な供述等はなく、このほか、保険料控除を明らかとする事情等も見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 7 月 10 日から 38 年 2 月 1 日まで
② 昭和 41 年 3 月 11 日から同年 4 月 3 日まで

申立期間①については、株式会社AからB株式会社に転職した際に厚生年金保険の加入記録に7か月の空白がある。申立期間②については、B株式会社から株式会社C（現在は、D株式会社）に転職した際に厚生年金保険の加入記録に1か月の空白がある。

転職する時は、転職先と入社日を決めてから退職したので、加入記録に空白があるはずはない。両申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、雇用保険の加入記録により、申立人は、B株式会社において昭和 37 年 11 月 16 日に資格を取得していることが確認できる。

しかしながら、B株式会社は、厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主は、当時の資料は整理したため申立人の勤務実態及び保険料控除については不明と回答している。

また、当該事業所における複数の同僚の厚生年金保険及び雇用保険の資格取得日を確認したところ、雇用保険の資格取得日の判明した複数の者は、当該資格取得日の数か月から数年後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿によると、当該事業所における申立人の厚生年金保険被保険者手帳記号番号は、申立人の資格取得時（昭和 38 年 2 月 1 日）に新規で付番（昭和 38 年 2 月 22 日

払出) されていることが確認できる。

- 2 申立期間②については、雇用保険の加入記録により、申立人は、株式会社Cにおいて昭和41年3月10日に資格を取得していることが確認できる。

また、当該事業所を昭和43年3月1日に買収したD株式会社が提出した申立人に係る労働者名簿によると、申立人の入社日は41年3月15日と記載されているが、事業主は申立てに係る保険料控除については不明と回答している。

さらに、申立人より早く株式会社Dに勤務し、申立人を同社に紹介した同僚は、同社において昭和40年10月15日に雇用保険の資格を取得しているが、厚生年金保険の資格取得は同年11月1日であることが確認できる。

加えて、当該事業所において昭和41年5月1日に厚生年金保険の資格を取得した複数の同僚は、自身の入社日は同年4月であると供述している。

- 3 このほか、申立人の申立期間①及び②について、各事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 8 月 17 日から 20 年 2 月 25 日まで
② 平成 20 年 2 月 25 日から同年 8 月まで

申立期間のうち、平成 19 年 8 月から 20 年 1 月までの標準報酬月額は 24 万円、同年 2 月から同年 8 月までの標準報酬月額は 26 万円になっているが、実際の報酬月額はそれよりも低く、控除されすぎであるので、調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は申立期間①について、報酬月額に対して標準報酬月額が 24 万円と高額となっていることに疑問があるとしている。

しかしながら、申立人の株式会社 A (B 市) における申立期間①に係る標準報酬月額については、当該事業所から提出された平成 19 年 8 月の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び当該事業所の回答から、当該事業所は、24 万 8,930 円(月額基本給与 22 万円、みなし時間外手当相当分 2 万 2,000 円(月額基本給与の 10%)及び月額通勤手当 6,930 円)を根拠とした標準報酬月額(24 万円)で同届を届け出たことが認められる上、当該期間において、申立人が所持する給与支給明細書により、当該事業所が、申立人の給与から標準報酬月額 24 万円に相当する厚生年金保険料を控除していることが確認でき、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と一致していることから、不自然な事務処理が行われた形跡は確認できない。

また、標準報酬月額の改定(以下「随時改定」という。)を行う場合、厚生年金保険法第 23 条により、連続した 3 か月間(各月とも報酬支払の基礎となった日数が 17 日以上)の報酬の総額を 3 で除して得た額が

その者の標準報酬の基礎となった報酬月額に比べて、標準報酬等級に著しい高低（２等級以上）が生じた場合は、随時改定を行うこととされているが、申立人の所持する給与支給明細書からは、随時改定に該当する要件はうかがえない。

さらに、申立人は、申立期間①のうち、平成 20 年 1 月の給与 18 万 2,200 円に対して厚生年金保険料が標準報酬月額 24 万円に相当する 1 万 7,995 円控除されていることに疑問があるとしているが、株式会社 A（B 市）は、申立人は 19 年 11 月 20 日から 20 年 2 月 24 日までの期間において休職期間であり、当該期間については休職給が支払われていたと回答しており、申立人が所持する給与支給明細書によると、同年 1 月における申立人の給与は、休業控除による減額があるものの、月額基本給に変動は無いことが確認できるところ、上述の厚生年金保険法第 23 条及び厚生省保険局長通知（昭和 36 年 1 月 26 日保発第 4 号）等により、随時改定を行う場合は、固定的賃金（月額基本給等）の変動が要件の一つとされているが、休職給は、固定的賃金に該当せず、随時改定に該当しないとされている。

- 2 申立期間②について、申立人は、平成 20 年 2 月の被保険者資格取得時の標準報酬月額が 26 万円となっていることに疑問があるとしているが、申立人の株式会社 C（D 市）における当該期間に係る標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び当該事業所の回答から、当該事業所は、26 万 9,140 円（月額基本給与 22 万円、みなし時間外手当相当分 2 万 2,000 円（月額基本給与の 10%）及び月額通勤手当は 2 万 7,140 円）を根拠とした標準報酬月額（26 万円）で同届を届け出たことが認められる上、当該期間において、申立人が所持する給与支給明細書から、当該事業所は、申立人の給与から標準報酬月額 26 万円に見合う厚生年金保険料を控除していることが確認でき、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と一致していることから、不自然な事務処理が行われた形跡は確認できない。

また、申立人が所持する給与支払明細書より、申立期間②における報酬月額からは、随時改定に該当する要件はうかがえない。

さらに、申立人は、当該期間のうち、平成 20 年 2 月の期間について、同年 2 月給与 18 万 4,200 円に対して標準報酬月額 26 万円に相当する厚生年金保険料が控除されていることに疑問があるとしているが、上述のとおり、申立人は 19 年 11 月 20 日から 20 年 2 月 24 日までの期間において休職期間であり、当該期間については休職給が支払われており、申立人が所持する給与支給明細書によると、同年 2 月における申立人の給与は、休業控除による減額があるものの、月額基本給に変動は無いこと

が確認できるところ、上述の厚生年金保険法第 23 条及び厚生省保険局長通知（昭和 36 年 1 月 26 日保発第 4 号）等により、随時改定を行う場合は、固定的賃金（月額基本給等）の変動が要件の一つとされているが、休職給は、固定的賃金に該当せず、随時改定に該当しないとされている。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、両申立期間について、申立人が主張する厚生年金保険の標準報酬月額に係る訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 10 月頃から 44 年 6 月頃まで
A株式会社に6か月以上勤務しているのに、厚生年金保険の記録が無いことに納得できない。勤務場所はB所(C区)やD所(E区)で、F作業等に携わった。
申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA株式会社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てているところ、当該事業所は、「当時の資料が無いので、申立人の勤務実態等は不明であるが、勤務していたとすれば季節労働者であると思う。季節労働者の採用は、公共職業安定所を通じて募集するが、募集要項に、期間6か月、雇用保険のみ加入と明記しており、給与から社会保険料は控除していない。申立人のように知人の紹介による入社は、申立期間当時に行っていたかもしれないが、詳細は分からない。」と回答している。

また、複数の同僚は、「社員は厚生年金保険に加入できるが、作業員(季節労働者)は厚生年金保険に加入できない。」と供述している上、現場で事務を担当していた同僚は、「作業員は、農閑期に主にG地方で募集している。作業員は、上京するのに住所を移さず、国民健康保険のままに来る。勤務期間が長くなっても厚生年金保険に加入することは無いと思う。」と供述している。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い上、申立人が姓を記憶していた上司及び同僚についても、当該原票に該当する氏名は無い。

加えて、申立人の当該事業所に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集してきた関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月から 42 年 1 月 25 日まで
有限会社AにB職の正社員として勤務したのに、申立期間の被保険者記録は無く、日本年金機構の記録でも、厚生年金保険の被保険者記録は2か月のみであったので、申立期間についても厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において有限会社Aに勤務していたと申し立てているところ、文書回答のあった3人のうち1人の同僚は、「申立期間の勤務実態及び保険料控除については不明であるが、申立人のことは記憶にある。」と供述していることから、期間の特定はできないものの、申立期間において同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、当該事業所へ照会したところ、元事業主の長女から「事業主であった父、また、母も既に亡くなっており、有限会社Aには家族の誰も携っておらず、また、資料等も残っていないため不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態等について供述を得ることができず、申立ての事実を確認することができない。

また、文書回答のあったほかの同僚2人は、「40年以上前のことなので、申立人のことは記憶に無く、勤務実態等についても不明。」と回答している。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録は見当たらず、健康保険証の整理番号に欠番も無い。

加えて、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与

から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

また、申立人が有限会社Aに勤務したとしている期間については、雇用保険の加入記録も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 7 月 19 日から 39 年 8 月 1 日まで
国（厚生労働省）の記録では、申立期間に係る脱退手当金が支給されたことになっているが、当該脱退手当金は請求しておらず、受給もしていないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示があるとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、株式会社Aに係る資格喪失日（昭和 39 年 8 月 1 日）から約 2 か月半後の昭和 39 年 10 月 15 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、脱退手当金の支給決定日が通算年金制度発足後であるにもかかわらず、申立人は昭和 52 年 4 月まで国民年金の加入記録は無く、株式会社A退職時に将来において年金を受給する意思を有していたとは考え難い。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月 1 日から 49 年 6 月 18 日まで
厚生労働省の記録では、申立期間に係る脱退手当金が支給されたことになっているが、当該脱退手当金を請求しておらず、受給もしていないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に勤務していた事業所に係る事業所別被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年10月1日から同年11月1日まで
国（厚生労働省）の記録によると、申立期間は、厚生年金保険被保険者期間が1か月欠落している。同期間はA株式会社から独立した株式会社Bに勤務し厚生年金保険料も控除されていたので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間はA株式会社から独立した株式会社Bに勤務した。」と供述しているところ、A株式会社が保管する申立人の社員名簿及び総勘定元帳において平成9年9月30日付け退職及び同日付け退職金支払が確認できる。

また、複数の同僚が申立期間に申立人がA株式会社の所在地と同一の場所で営業を開始した株式会社Bに勤務していたと供述している。

しかしながら、オンライン記録によると、株式会社Bは平成9年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、商業登記簿謄本において、株式会社Bは、平成9年10月*日に設立されていることが確認できるものの、株式会社Bの事業主は、「株式会社Bを立ち上げる時、申立人に『すぐには社会保険に加入できないので国民健康保険に加入してほしい。』と言ったような記憶がある。」と供述している上、株式会社Bの同僚は、オンライン記録において、株式会社Bが厚生年金保険の適用事業所となった同年11月1日に資格を取得していることから、申立人と同様に申立期間に厚生年金保険被保険者記録が無いことが認められる。

さらに、当該同僚は申立期間に国民年金保険料を納付していることが確認できることから、申立人も当該期間に株式会社Bが厚生年金保険の適用事業所となる前に同社において給与から厚生年金保険料を控除されていたとは考え難い。

加えて、株式会社Bにおいては、申立期間当時の資料は保管されておらず、申立期間の厚生年金保険料の控除等について確認することができない上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 10 月 15 日から 46 年 3 月 20 日まで
昭和 45 年 9 月頃、A 国（当時）の B 地から語学留学を終え帰国し、同年 10 月から C 株式会社に勤務し、申立期間について給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであるが、年金関係の資料が届き確認したところ、当該期間における厚生年金保険の記録が無かった。
このため、C 株式会社に問い合わせをしたが、「関連資料が無いため、不明である。」との回答があったため、第三者委員会に申立てをすることにした。
調査の上、申立期間に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間について、C 株式会社に勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたと申し立てしているところ、当該事業所は、「申立人に係る人事記録等の資料は無く、申立人の勤務実態、厚生年金保険料の控除等については不明である。」と回答している。

また、申立期間に当該事業所において、厚生年金保険被保険者記録を有する同僚 7 人に照会し、4 人から回答が得られたものの、申立人を記憶している同僚はいないほか、申立期間における申立人の雇用保険の記録も確認できないことから、申立人の当該期間に係る勤務実態等について確認することができない。

さらに、申立期間以前より当該事業所が加入している D 基金及び E 会は、「申立人の申立期間に係る加入記録は無い。」と回答している。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に厚生年金保険の資格を取得した者の中に申立人の氏名は確認

できず、健康保険証番号に欠番も無い。

なお、申立人は、「C株式会社において、給与は歩合給により支給されていた。」と供述しているところ、複数の同僚は、「同社の賃金制度には、月給制と歩合制があり、歩合制の従業員は、社会保険に加入していなかった。」と回答しているほか、当該事業所は、「申立期間当時の在籍が確認できる従業員の記録によれば、入社後、約6か月から1年後に厚生年金保険の資格を取得させているようである。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。